

談合情報の処理について（案）

1 本県の状況

(1) 談合情報のこれまでの対応

- ・談合情報の内容によって具体的な対応をとるか否か判断
- ・対応の判断基準 具体的な工事名と落札予定業者名を含む情報で、次のいずれかの情報を含む場合
 - 設計金額に極めて近い落札予定金額
 - 談合に関与した業者名
 - 談合が行われた日及び場所並びに談合の方法
 - その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項
- ・具体的な対応（入札執行前に談合情報が寄せられた場合）
 - 事情聴取
 - 入札中止（事情聴取の結果、談合の事実が認められる場合）
 - 誓約書の提出と注意喚起（事情聴取の結果、談合の事実が認められない場合）
 - 見積内訳書の提示・審査
 - 入札無効（審査の結果、談合の事実が認められる場合）
 - 落札者決定（審査の結果、談合の事実が認められない場合）
 - 公正取引委員会への対応状況の通知
- ・契約締結後に談合情報が寄せられた場合 対応していない。

(2) 過去の談合情報の実績

入札中止とした事例 1 件（ ）を除き、事情聴取等の結果、談合の信憑性ありと判断できるケースがなかったことから、入札を実施した。

年 度	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8
件 数	1 (1)	8 (6)	6 (5)	1	4 (3)	1

（ ）の数値は、内数で情報通りの業者が落札した件数

県警本部（交通信号機改良工事）において、事情聴取後、疑念を払拭できないとの理由（工事名、工事番号、指名業者、落札予定業者、入札予定金額の情報が提供された）から入札中止を決定し、指名業者をすべて入れ替え入札を行った。

2 根拠法令等（抜粋）

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(H12.11.27公布)

（公正取引委員会への通知）

第10条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

＜参考 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律＞

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(H13.3.9閣議決定)

（談合情報等への適切な対応に関すること）

公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。

(3) 入札談合の防止に向けて - 独占禁止法の執行と発注者側の取組 -

公正取引委員会事務総局 作成資料（平成18年11月） 第1編3(2)イ

イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した（したい）ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にするなど、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては以下の事項に留意願います。

(ア) 一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは差し支えありませんが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った（又は行う）事実については、内密に願います（報道機関への公表を含みます。）

なお、平成15年3月に改定された国土交通省の「公正入札調査委員会の設置等について」（以下「国交省マニュアル」といいます。）では、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に情報提供を行った旨を明らかにすることとされています（公正取引委員会の審査の妨げとならないよう、発注者側より積極的に公表するものではないとの立場です。）

(イ) 談合情報があった場合、必ず事情聴取を行うこととするのは、公正取引委員会へ通知されるという予見可能性を与えることにより、公正取引委員会の審査活動の妨げになるおそれがあります。このため、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うため独自に調査をする場合には、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し、事業者側に調査を行っている事実が知られない手段により行うようお願いいたします。

なお、国交省マニュアルでは、事情聴取について、公正入札調査委員会が必要と判断した場合に実施することとされています。

3 他県の状況（平成18年5月他県実施の談合対応調査結果 11県未回答）

(1) 他県の入札中止の状況（過去3年間）

A県.....26件、B県.....17件、C県.....10件
18県.....0件、4県.....1件、5県.....2件（2件以下の県の割合75%）

(2) 要領の改正点（過去3年間）

- ・事務手続きの改正（電子入札の対応、手順の改正など）.....8県
- ・判断基準の改正（入札取り止め、入札無効の判断基準の設定など）.....7県
- ・県警本部への談合情報の提供.....4県
- ・委託業務などの対象拡大.....3県
- ・見積内訳書提出の設定.....3県
- ・その他（談合情報として扱う範囲の拡大、合議委員会の新設など）.....6県

(3) 各県の特徴的な取組（ホームページで確認できるもの）

・岐阜県

入札制度運営調査委員会（第三者機関）が調査の必要性を検討する。

事情聴取、工事費内訳書の点検などは県（工事担当部局）が行うが、入札結果が情報どおりである場合には、事情聴取結果や工事費内訳書点検結果を入札制度運営調査委員会に報告し、談合の事実の有無及び今後の対応を審議する。

談合の事実が確認できない場合でも、入札制度運営調査委員会の審議結果によっては契約を取り止める場合がある。

・宮城県

対応の審議は、公正入札調査委員会（職員のみで構成）で検討する。

予定価格が5億円を超え、必要と認められたものを、公共工事入札・契約適正化委員会（第三者機関）に諮問する。事情聴取は公正入札調査委員会が行うが、必要に応じて公共工事入札・契約適正化委員会も調査を実施できる。審議結果は知事に答申し、県はその答申を尊重する。

談合情報が寄せられなくとも工事費内訳書などで疑義がある場合には、自発的に事情聴取を行う。

・佐賀県（平成18年7月12日に談合情報対応マニュアルを改正）

測量・設計・調査等の委託業務も対象としている。

公正入札調査委員会（職員で構成）で調査の必要性を審議し、事情聴取後の対応に

ついて審議する。

談合の事実は確認できなかったが極めて疑わしい場合には、警察に通報し、談合の事実が確認できた場合には、警察に告発する。

入札を延期、取りやめ又は無効とした場合には、記者発表を行う。

事情聴取等により談合の事実は確認できなかったが、次のいずれかに該当する極めて疑わしい談合情報については、入札を取りやめ、再入札を行う。

落札予定者が一致し、情報の落札予定金額と入札に係る落札金額が一致

落札予定者が一致し、情報の落札予定金額と入札に係る落札金額の差が予定価格の $\pm 0.5\%$ 以内の場合

落札予定者とすべての入札参加者が一致の場合（すべての入札参加者が、過去の指名実績等により類推できる場合を除く。）

再入札する場合には、設計金額及び入札方法を変更する場合を除き、原則として入札参加者をすべて入れ替え、再入札の方法は、公正入札調査委員会において審議する。

4 検討事項（改正の視点）

(1) 事情聴取の時期

開札前の事情聴取は、業者に発注者が行う見積内訳書の確認を予見させ、その対策を練る時間的猶予を与えてしまうこと、また、見積内訳書の確認前に、事情聴取のみで談合の事実を判断することは、これまでの経験から極めて困難であることから、一旦開札し、入札金額と見積内訳書も確認したうえで、事情聴取や調査を行うかどうか判断するよう改める。

(2) 見積内訳書の取扱い方法

従来は見積内訳書を提示させ確認（確認後返却）していたが、談合情報が契約後に寄せられた場合にも活用するため、今後は、見積内訳書を提出させる方法に改める。

特に平成19年4月から導入する郵便入札の場合、入札書の郵送と同時に見積内訳書を郵送させることとする。

談合情報がない場合であっても不自然な入札金額などがあった場合は、談合情報が寄せられた場合と同様に、見積内訳書を確認する。

(3) 入札制度等監視委員会の調査検証（検討事項）

入札等制度改革に係る基本方針（福島県行財政改革推進本部）

第4 職員の意識改革及び情報管理の在り方（4 監視機能）

- (1) 入札・契約制度の構築及びその適正な運用について調査・審議する機能と談合情報について調査検証する機能を付与することなどにより、現在の県入札監視委員会の機能を充実・強化するよう検討し、入札制度について不断の見直しが行えるようにする。

なお、県入札監視委員会は、平成19年1月1日から総務部に移管する。

入札制度等監視委員会の調査検証の流れ（案）

ア 入札制度等監視委員会（委員長）は、談合情報の内容について県から報告を受け、入札結果等の検討をする部会の委員を指名する。

県に寄せられた情報はすべて報告を受ける

イ 入札制度等監視委員会（部会）は、談合情報のあった入札に関して、県から入札結果、見積内訳書の確認結果、同種工事など過去の入札結果分析結果の説明を受け、談合の疑いがあるかどうか、事情聴取や調査の必要性について検討する。

県に寄せられた情報はすべて検討する

ウ 入札制度等監視委員会（部会）は、必要に応じて事情聴取や調査（書面、立入など）を県（入札改革グループ、発注者など）と合同で行い、その結果を入札制度等監視委員会（臨時会）で報告する。

事情聴取や調査は部会が必要と認めたもの

エ 入札制度等監視委員会（臨時会）では、部会からの報告を受け、その内容を検討・審議する。

オ 県は、入札制度等監視委員会の審議結果を尊重し、落札者決定、入札無効、契約継続又は契約解除の最終的な対応を決定する。

(5) 談合情報の公表等

談合情報の記者発表や公表には、透明性の向上と談合防止の抑止力の側面がある一方で、業者の証拠隠滅を誘因する側面がある。また、談合情報に関する発注機関の対応について、公正取引委員会は次の留意点を挙げているため、記者発表や公表は行わないものとする。

県警への通報は、談合の事実を確認した場合に行うものとする。

ア 一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは問題ないが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った事実は内密とすること。

イ 報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に情報提供を行った旨を明らかにすること。（公正取引委員会の審査の妨げとならないよう、発注者側より積極的に公表するものではないということ）

(6) 契約締結後の情報提供の取扱い

これまで契約締結後に寄せられた談合情報については、特別な対応を行っていなかった。今後は、入札執行前の対応と同様に、見積内訳書の確認、入札制度等監視委員会の審議、事情聴取や調査の実施などの手続きを行うこととする。

また、契約が履行されている場合には、当該調査結果等を公正取引委員会に通知するものとする。

(7) 事情聴取などの調査に協力しない者へのペナルティ

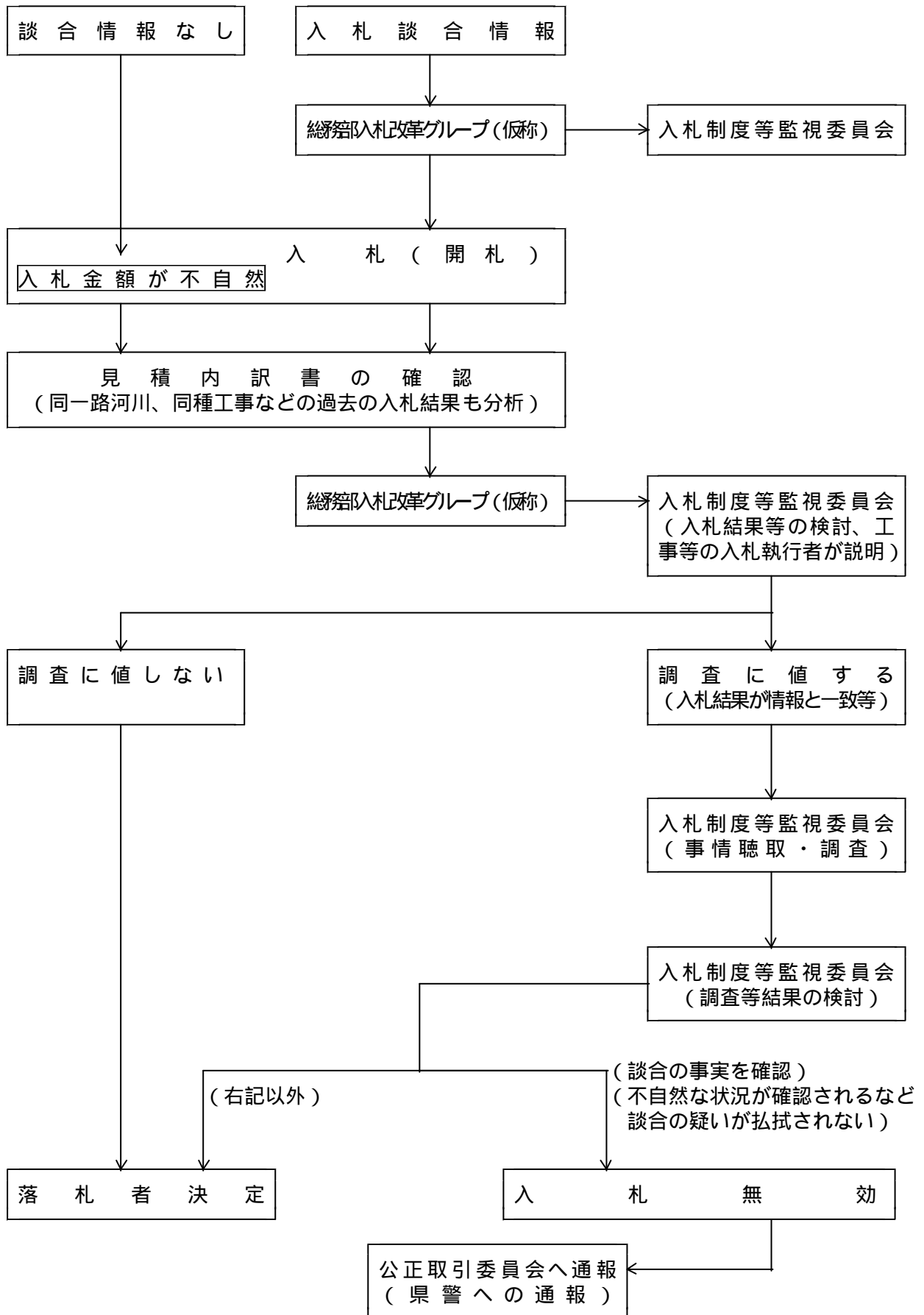
入札制度等監視委員会（部会）と県が合同で行う事情聴取などの調査に協力しない者に対しては、その者の入札を無効とする取扱いのほか、入札参加資格制限の措置を行うものとする。

(8) 入札参加者への周知方法

不自然な状況が確認されるなど談合の疑いが払拭されない場合などには、当該入札を無効として扱う旨入札心得等に明記し、入札参加者へ周知するものとする。

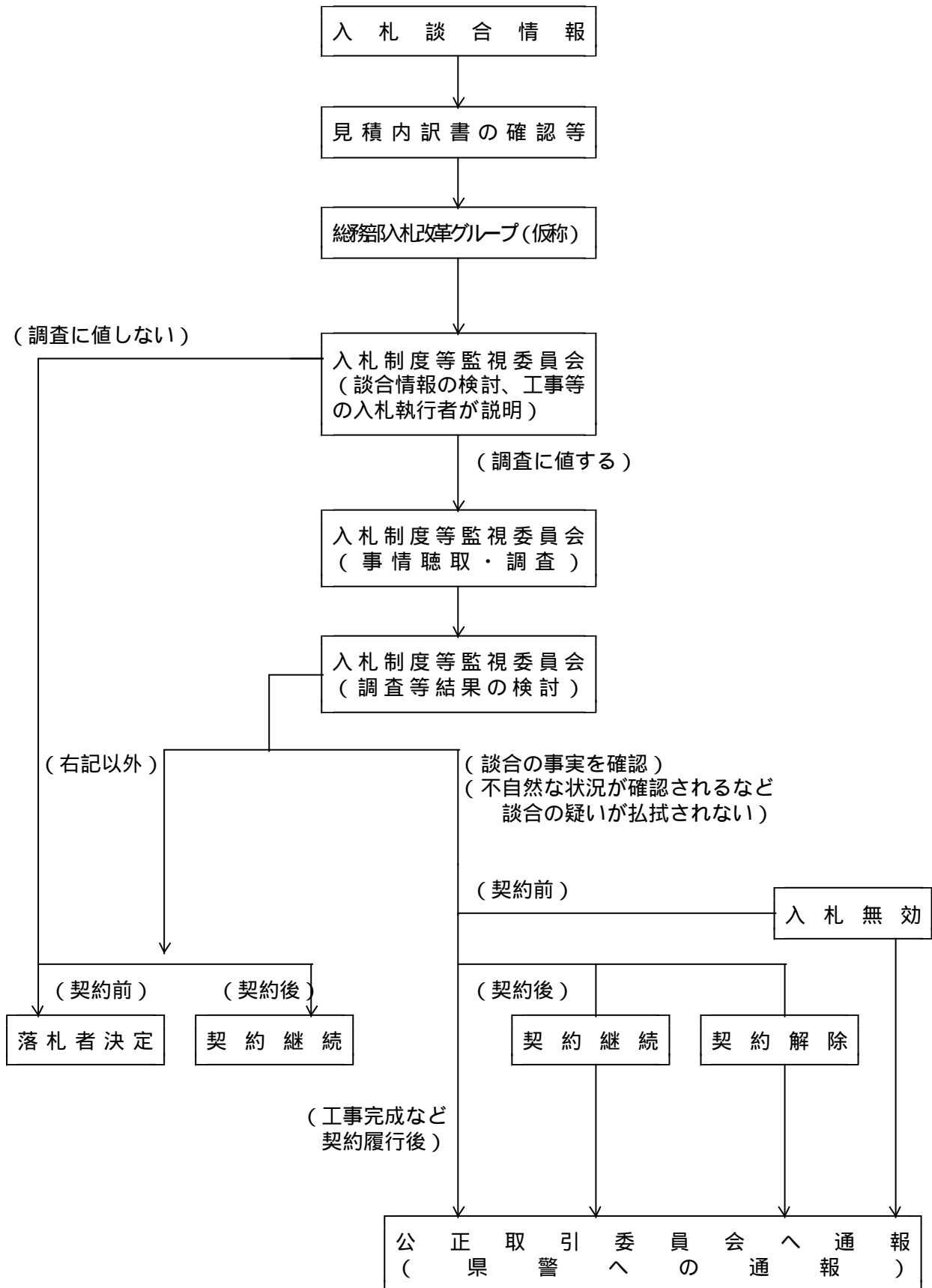
談合情報対応フロー図(素案)

1 入札執行前



談合情報対応フロー図(素案)

2 入札執行後



【 参 考 】

入札金額が不自然な場合（例示）

- ・最低価格以外の札に一定の法則性がある（たとえば3%増し、5万円刻み）
- ・複数回の入札で一番札が同じである。
- ・ほとんどの入札額が同一である。
- ・指名競争入札で1者を除き他の者が入札を辞退した。
- ・見積内訳書の記載内容に不自然な類似性がある。

談合の事実があったと認められる場合（例示）

- ・事情聴取で入札参加者から談合が事実である旨の証言があった場合
- ・談合を示唆するメモ、録音テープなど物証を入手した場合

談合の疑いがあると認められる場合（例示）

- ・談合情報の内容（業者名と金額）と入札結果が一致した場合
- ・入札結果、見積内訳書、過去の入札結果などの分析の結果、落札結果に何らかの規則性があった場合（過去の指名回数、受注実績などに基づいて落札している、落札回数が均等になっているなど）
- ・複数回の入札で一番札が同じである、入札不調を繰り返し1者を除いて他者が辞退するなど入札過程に不自然な状況がある場合
- ・単発の談合情報ではなく、落札ルールやその具体的な裏付け資料の提供を受けた場合で、過去の入札結果などの分析の結果、談合情報の信憑性が高いと認める場合
- ・非公表である指名業者の情報（工事の規模、工種などで指名業者が容易に類推する場合を除く）が事前に漏れている可能性が高いと認める場合
- ・利害関係のない者から談合に関する証言を得た場合